

平成13年1月21日

制定

改正 令和元年10月1日

令和7年7月7日

第1 目的

この要綱は、市民の文化、芸術、教養、スポーツ、レクリエーション等の分野における専門的知識又は技術・技能を有する地域の人材（以下「学習指導者」という。）の情報を市民に提供することにより、生涯学習活動を支援することを目的とする。

第2 学習指導者の登録要件

学習指導者として登録できる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、学習指導者の身分を利用し、政治活動、宗教活動、営利活動その他この要綱の目的に反する活動をしようとするものは除く。

- (1) 文化、芸術、教養、スポーツ、レクリエーション等の分野において専門的知識又は技術・技能を有する者
- (2) 地域の生涯学習活動について理解と熱意を有する者
- (3) 市内に在住、在勤又は在学する18歳以上の者。ただし、西東京市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要と認める場合は、この限りではない。
- (4) 地域で活動をする市民に対して、生涯学習活動についての指導及び助言を行うことができる者

第3 登録

学習指導者として登録を希望する者は、西東京市生涯学習指導者登録書により、教育委員会に申し込むものとする。

- 2 前項の申請を受けた教育委員会は、登録要件を審査し、適当と認めた場合は学習指導者として登録する。
- 3 登録の有効期間は登録した日から2年とする。ただし、1回目の登録の期間は、登録の決定した日の属する年度の翌年度末までとする。
- 4 登録の有効期間が終了する際は、教育委員会は、登録された学習指導者の意向を確認し、本人からの取消しの申出が無い場合は、登録を更新するものとする。

第4 登録する人材情報の内容

学習指導者として登録する人材情報の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 氏名、生年月日、年齢及び性別
- (2) 住所及び連絡先電話番号
- (3) 生涯学習活動の分野及び指導等の経歴
- (4) 資格、免許の有無及びその内容
- (5) 指導に当たっての条件
- (6) その他特記事項

第5 登録事項の変更及び登録の取消し

教育委員会は、登録された学習指導者から申出があった場合は、登録事項の変更又は登録の取消しを行うものとする。

- 2 教育委員会は、学習指導者として登録された者が、次の各号のいずれかに該当したときは、登録を取消することができる。
 - (1) 登録申請内容に偽りがあったとき。
 - (2) 第2に掲げる要件に該当しなくなったとき。
 - (3) 登録者がこの要綱の目的に反する行為をしたとき。
 - (4) その他教育委員会が学習指導者として不相当と認めたとき。

第6 人材情報の提供

登録された人材情報（住所、連絡先電話番号及び生年月日を除く。）は、教育部地域学習推進課をはじめとする市民が活動する市立の公共施設窓口において公開するものとする。

- 2 前項の人材情報のほか学習指導者の連絡先についての情報提供を希望する者は、西東京市生涯学習人材情報提供相談カードにより、教育委員会に申し込みするものとする。
- 3 前項の申し込みを受けた教育委員会は、その利用目的を確認し、情報を提供するものとする。ただし、利用目的が次の各号のいずれかに該当するときは、情報を提供しない。
 - (1) もっぱら営利を目的とするものであるとき。
 - (2) 特定の政党の利害に関する事業を行うとき。
 - (3) 特定の宗教上の組織又は宗教活動を援助するおそれ又は疑いがあるとき。
 - (4) この要綱の目的に反する行為又は活動。

第7 依頼交渉、謝礼等

登録された学習指導者に対する指導依頼の交渉は、人材情報の利用者が自らの責任において自主的に行うものとする。

- 2 学習指導者への謝礼等必要な費用は、人材情報の利用者が負担する。
- 3 学習指導者の情報提供又は学習活動の過程で生じた損害、事故等については、教育委員会はその責を負わないものとする。

第8 委任

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年1月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前までに、田無市生涯学習人材（講師・指導者）情報提供事業実施要綱の規定に基づきなされた登録、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた登録、手続その他の行為とみなす。

(特例)

- 3 第6の適用については、平成13年3月31日までの間は、第6第1中「生涯学習部社会教育課」とあるのは「生涯学習部社会教育第1課及び社会教育第2課」とする。

附 則（令和元年10月1日）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和7年7月7日）

この要綱は、令和7年7月7日から施行する。